時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城（仁川、釜山、元山津）　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは舞奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢　一箇月　金三拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦塩斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（府內）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を斷絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各廣縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと雖かども時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報導すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も屢かはらざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は面倒に本社に向け發送あらんことを願ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

變後の朝鮮

朝鮮の政變は意外の出來事にして世界の耳目を驚かしたり一群の暴徒が夜に乘じて宮中に闖入し王妃は害に遭ひ國王は遽に身を以て免れ政權全く暴徒の手に落ちたりと云へば外國人の考を以てすれば非常の變亂にして國王は幽閉の禍を蒙りて一身の自由を失ひ政府の政令は暴徒の勝手次第無政府同樣にして一國の主權何人の手に存するや知る可らずと思ふも決して無理ならず或は變後の政府は正當のものと認めずなどの說も世間の考より出でたるみとならん我輩とても一時は此說の如く無稽ならざるを感じたるみとなりしかども現日成る朝鮮人（無派に關係なき學者）よりの報知に據れば王妃の不幸は疑もなき事實なれども國王の一身は實にして更に不穩の氣色なきのみか寧ろ政變の結果を喜ばるゝの有樣にして一層親密に親睦せられ諸般の改革も少なからず國中の人心は兼に穩にして毫も變前と異なるなく人なきは此有樣を見て今日却て反對に驚くの色ありと云ふ變後の政權如何なる事情にもせよ多年の間夫婦として室を同うしたる王妃が一旦不慮の變に遭ひたるにも拘はらず恰も其變を全たる逆賊を咎めずして反對に之を信用して政府の事に當らしめ實際に得色あるが如しと云ふ國王の心事は如何にも不思議にして普通の人情に於て許す可らざるに似たり吾々日本人を始めとして諸外國人の解せざる所なれども朝鮮の國情は自から一種特別にして其特別の事情を悉すに非ざれば個中の消息も容易に解す可らず抑も彼の國の政治界に於て權力消長の局に當る貴族士大夫の中には自から宗臣と戚臣との別あり宗臣とは現在の王朝なる李氏の社稷を重んじ朝鮮を以て眞實國王の天下たらしめんとするものにして戚臣は之に反し外戚の權力に依頼して自から威福を張らんと欲するものなり然るに外戚專權は朝鮮國固有の政弊にして二百年來の因習容易に改むる能はず宗臣輩の苦心計畫も每度水泡に歸して遂に其極度に達し外戚に反對したるが爲めに禍に罹りたるものは計ふるに遑あらず王父たる太院君の如き恰も幽囚の姿にして虐待到らざる所なきのみか現に國王の身邊さへも安危の程測られずして日夜心を安んじたるみとなる程の次第なりと云へば李氏の社稷は實に累卵の有樣にして宗臣等の心に於ては此有樣を如何に堪へ難くして君王を思ふの一念、萬止む能はざるに出でたるものなるが爲めに國母の一身輕かるべからず唯前に敗れて後に威りたるのみ而して全體の禍源は宮中に存するみと明白な